

## 阿智村社会福祉協議会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人阿智村社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び定款第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 会長とは常勤役員として本会を代表し、その業務を執行する者をいう。
- (5) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬及び賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員及び評議員については、業務に応じた報酬を支給する。

### (常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 通勤手当については、本会職員給与規程に準ずる額

2 常勤役員が職務のために出張したときは、阿智村社会福祉協議会旅費規程に基づき、旅費を支給する。

### (非常勤役員及び評議員の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員及び評議員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額
- (2) 職務のために出勤した交通費は、別表4に定める額

2 非常勤役員及び評議員が職務のために出張をしたときは、阿智村社会福祉協議会旅費規程に基づき、旅費を支給する。

### (本会職員等の報酬)

第6条 本会の役員において、行政職員及び本会の職員を兼ねる者には報酬を支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤役員に準じて報酬を支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 常勤役員に対する報酬等は、毎月21日とする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前営業日とする。
- (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
- 2 非常勤役員及評議員に対する報酬等は、当該会議等に出席した都度、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規程に関わらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1 (常勤役員の報酬)

常勤役員報酬	月額 100,000 円
--------	--------------

別表2 (常勤役員の賞与)

6月賞与	法人の事業実績等に応じ、月額報酬の1月分の範囲内で支給
12月賞与	法人の事業実績等に応じ、月額報酬の1月分の範囲内で支給

別表3 (非常勤役員及び評議員の報酬)

## (1) 理 事

	日額
理事会等会議への出席	8,000 円
上記他、法人及び施設業務のための出勤	8,000 円

但し、報酬日額について、4時間未満の会議等の場合は半日額とする。

## (2) 監 事

	日額
監事監査等への出席、	8,000 円
理事会等の会議への出席	8,000 円
上記他、法人及び施設業務のための出勤	8,000 円

但し、報酬日額について、4時間未満の会議等の場合は半日額とする。

## (3) 評議員

	日額
評議員会等会議への出席	8,000 円
上記他、法人及び施設業務のための出勤	8,000 円

但し、報酬日額について、4時間未満の会議等の場合は半日額とする。

別表4 (交通費)

部落名	往復	部落名	往復	部落名	往復
七久里	250 円	中 野	450 円	宮 本	1,030 円
上 郷	200 円	奥 藤	430 円	中下町	1,060 円
大 鹿	290 円	中 平	350 円	浪合上町	1,080 円
洞	270 円	伏 谷	270 円	治部坂	1,120 円
日の入	350 円	下 平	260 円	上半堀	1,230 円
青見平	440 円	昼 神	260 円	下半堀	1,310 円
原の平	370 円	濃 間	800 円	市 場	620 円
寺 尾	460 円	中 央	830 円	中	630 円
西栗矢	370 円	戸 沢	920 円	登	640 円
東栗矢	370 円	園 原	790 円	清 水	620 円
丸 山	260 円	横 川	970 円	川 裾	570 円
備中原	170 円	恩 田	860 円	上一区	850 円
大 沢	280 円	荒 谷	970 円	上二区	860 円
大 野	500 円	宮の原	1,060 円	上三区	920 円

※ 算定基礎 . . . 距離×37 円×2 (往復)